

黒石市教育委員会告示第7号

告示を別紙のとおり定める。

令和7年12月23日

黒石市教育委員会教育長 山内孝行

黒石市日本語指導支援員等派遣事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、外国から帰国した児童生徒、本邦に在留する外国籍の児童生徒等で日本語の理解及び習得に教育的支援を要するもの（以下「対象者」という。）が在籍する市立小中学校（以下「在籍校」という。）に日本語指導支援員及び多文化スーパーバイザー（以下「支援員等」という。）を派遣する日本語指導支援員等派遣事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

(事業の実施)

第2条 事業の実施主体は黒石市教育委員会とし、事業の全部又は一部を外国籍の児童生徒に対する日本語指導支援について実績がある団体等に委託して実施する。

(支援員等の職務)

第3条 日本語指導支援員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 個別指導による日本語の基礎指導
- (2) 学級での学校生活支援及び学習言語支援
- (3) その他教育長が必要と認める業務

2 多文化スーパーバイザーは、次に掲げる職務を行う。

- (1) 対象者の日本語力のアセスメント
- (2) 在籍校と連携した支援を行うための検討会議の運営
- (3) 日本語指導支援員による対象者への支援状況の観察及び助言
- (4) その他教育長が必要と認める業務

(支援員等の派遣)

第4条 支援員等の派遣を希望する在籍校の校長は、黒石市日本語指導支援員等派遣依頼書（様式第1号）を教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、支援員等の派遣の可否を決定し、当該校長に対し、黒石市日本語指導支援員等派遣（決定・却下）通知書（様式第2号）により通知する。

(実施状況の報告)

第5条 支援員等は、日本語指導支援を実施した日ごとに、黒石市日本語指導支援日報（様式第3号。次項において「日報」という。）を校長に提出しなければならない。

2 校長は、月の初日から末日までの実施状況を黒石市日本語指導支援実施状況報告書（様式第4号）に、前項の日報を添付し、教育長に提出しなければならない。

(支援の中止)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、日本語指導支援を中止することができる。

- (1) 対象者の保護者から支援中止の申出があった場合
- (2) 対象者が日本語を習得し、支援を終了してもよいと客観的に判断された場合
- (3) その他事業の継続が困難となった場合

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。